



感染症拡大防止のため、詳細はお電話などでお問い合わせください。

◆あいさい信用保証料緊急経済対策補助事業

問 産業振興課 ☎(55)7128

感染症により経営に甚大な影響を受けた中小企業者を支援し、市の商工業の活性化を図るため、愛知県信用保証協会へ支払った信用保証料を補助します。

対象：中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号(セーフティネット4号・5号)もしくは第6項の規定のいずれかに該当する融資制度を利用した際に、愛知県信用保証協会へ信用保証料を支払った中小企業者など

申請方法：令和3年3月1日までに申請が必要です。

補助率：10分の10(上限20万円)

◆愛西市農業担い手応援事業

問 産業振興課 ☎(55)7128

感染症によりイベント中止や店舗の営業停止などにより影響を受けた農業経営者に、事業継続、再起の糧としていただくため、応援交付金を交付します。

対象：市内在住の認定農業者および認定農業者に準ずる事業者を対象に、令和2年1月から6月の間の連続する3か月の売上合計が、新型コロナウイルスの影響により前年同月比で20%以上減額している事業者

申請方法：令和2年7月31日までに申請が必要です。

交付額：1律30万円

◆小中学校給食費無償化等事業

問 学校教育課 ☎(55)7136

子育て世代への負担軽減を目的として、市内小中学校の給食費を無償化または、給食費等支援金を支給します。

【給食費無償化の対象となる方】

対象：市内小中学校に就学し、学校給食の提供を受けている児童生徒

対象期間：学校給食再開後6か月間

申請方法：手続きは不要です。

【給食費等支援金の対象となる方】

対象：市内小中学校に就学しているが、病気やアレルギー対応などにより給食の提供を受けていない児童生徒、市外の小中学校などへ就学している児童生徒

対象期間：学校給食再開後6か月間

申請方法：令和3年3月1日までに申請が必要です。

支給額：小学生 上限額4,300円/月 中学生 上限額5,000円/月

◆運動習慣促進応援事業

問 スポーツ課 ☎(55)7138

外出自粛による、市民の運動不足解消と運動習慣回復を援助するため、スポーツ施設などの使用料金を助成します。

対象：体育館およびスポーツ施設を使用する市内登録団体

対象期間：令和2年6月1日から令和2年8月31日まで

申請方法：申請が必要です。

◆上水道料金免除・補助事業

問 上水道課 ☎(55)7146

市民生活並びに経済活動を支援するために、上水道の基本料金を免除します。(官公庁を除く。)

対象：①市の水道事業と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯および事業者(八開・佐織地区)

②市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯および事業者

対象期間：令和2年8月～令和3年1月利用分(6か月分)

申請方法：原則、手続きは不要です。

ただし、市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯および事業者は、別途申請手続きが必要です。後日、個別に通知します。

その他：佐屋・立田地区にお住まいで、海部南部水道企業団と給水契約を結ばれている方は、同企業団で上水道料金の基本料金免除が行われます。申請手続きは不要です。問い合わせは、海部南部水道企業団 ☎(32)3111へ